

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月20日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	佐	藤	有	毅

別紙のとおり

## 第1 監査をした者

津市監査委員 大 西 直 彦  
津市監査委員 駒 田 修 一  
津市監査委員 安 藤 友 昭  
津市監査委員 小 林 貴 虎

## 第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

### 1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、国体・障害者スポーツ大会推進室、文化振興課）
- (6) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室）
- (8) 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- (9) 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (10) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地地区画整理事務所、建築指導課）
- (11) 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進室、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- (12) ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）

- (13) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
  - (14) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (15) 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
  - (16) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (17) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (18) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (19) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (20) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (21) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (22) 上下水道事業管理室
  - (23) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志事業所）
  - (24) 下水道局（下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課）
  - (25) 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
  - (26) 会計管理室
  - (27) 議会事務局（議会総務課、議事課）
  - (28) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
  - (29) 監査事務局
  - (30) 農業委員会事務局
- 2 市立保育所
- (1) 立誠保育園
  - (2) 高洲保育園
- 3 市立学校
- (1) 市立小学校
    - ア 南立誠小学校
    - イ 北立誠小学校
    - ウ 高茶屋小学校
    - エ 安東小学校
    - オ 栗真小学校

- カ 大里小学校
- キ 豊が丘小学校
- (2) 市立幼稚園
  - ア 南立誠幼稚園
  - イ 北立誠幼稚園
  - ウ 安東幼稚園
  - エ 大里幼稚園

### 第3 監査の対象年度及び事項

原則として平成30年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成29年度以前のもを対象を含めた。

### 第4 監査の期間

監査の期間は、平成30年9月14日から平成31年1月30日までである。

### 第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

### 第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

- 1 政策財務部
  - (1) 財産管理課

## ア 行政財産使用料の調定について

行政財産の使用許可の一部について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」において、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

## 2 総務部

### (1) 調達契約課

#### ア 契約事務の適正な運用について

各部局の契約事務全般において、業務担当責任者の選任届、業務報告書などの契約関係書類が、契約書、仕様書で定められたとおりに取り扱われていない事例や、施設修繕料の執行にあたって、津市契約規則第11条に定める予定価格調書が作成されていないなど、基本的な事務の怠りが多数見受けられた。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（以下「2号随契」という。）は、契約の性質や目的が競争入札に適しない場合に限り契約できるものとされているが、平成29年度は2号随契にて契約し、平成30年度は、平成29年度の受注者から同業務の受託が難しいという申出があったとの理由で、同じ業務内容で指名競争入札を行い、別事業者と契約している事例が確認されるなど、安易な理由による2号随契が散見された。平成28年1月18日付け調達契約課長事務連絡「契約事務の適正な運用について（通知）」においても、周知・指導が行われているところであるが、再度、地方自治法、地方自治法施行令及び津市契約規則等の関係法令に基づいた適正な契約事務が執行されるよう、各部局への指導を徹底されたい。

## 3 健康福祉部

### (1) こども支援課

#### ア 修繕の分割発注について

津市たるみ子育て交流館の平成30年10月1日のオープンに向けて実施した、旧たるみ児童福祉会館におけるトイレ修繕4件、旧幼児寝室床修繕、旧乳児院間仕切り撤去及び床修繕について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していた。また、旧乳児院診察室照明器具取替修繕、旧乳児院間仕切り撤去に伴う空

調設備配線等修繕は、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、同規則第10条第1項第1号に定める予定価格が5万円未満であるときにできる1人の者からの見積書の徴取とし、同一業者と随意契約していた。これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

(2) 高齢福祉課

ア 老人ホーム入所負担金の未収金対策について

老人ホーム入所負担金の未収金157,580円については、平成22年11月、12月の1名分が未納となっているが、入所者本人の死亡により市外在住の相続人との納付交渉が長期間難航している。これまでの電話、訪問による督促だけでなく、毅然とした対応が必要な時期に来ていると考えることから、法的措置を含めた実効性ある方策を講じられたい。

(3) 障がい福祉課

ア 行政財産貸付料の調定について

行政財産の貸付けについて、当該貸付料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

4 市民部

(1) 市民交流課

ア 委託料の過年度支払いについて

平成29年度津西会館浄化槽保守点検業務委託契約に係る委託料について、受託者から提出された業務完了報告書により業務履行確認は行われていたものの支払いを失念していたため、当該会計年度中に支払いができず、平成30年度に過年度支払いを行っていた。今後、このようなことが二度と起こらないよう再発防止策を講じられたい。

5 スポーツ文化振興部

(1) スポーツ振興課

ア 修繕の分割発注について

久居中央スポーツ公園内プールの修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

6 農林水産部

(1) 水産振興室

ア 行政財産使用料の調定について

行政財産の占用許可の一部について、当該占用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

イ 土地建物貸付収入の予算計上について

普通財産の貸付けに係る当該貸付収入について、貸付期間が平成28年4月1日から3年間となっている賃貸借契約に基づくものが平成30年度当初予算に計上されていなかったことから、適正な事務処理を行われたい。

(2) 農業基盤整備課

ア 占用料の徴収誤りについて

行政財産の占用許可の一部について、当該占用料を津市道路占用料徴収条例第2条（別表）に基づき第2種電柱として1本につき1年1,800円と算出すべきところ、1,100円として誤った額を徴収していたことから、占用料算出に当たっては、同条例に基づき適正な事務処理を行われたい。

7 建設部

(1) 津北工事事務所

ア 収入印紙の金額誤りについて

道路維持事業、公園維持事業等における業務委託契約において、

契約金額に応じた収入印紙が貼付されていない契約書が12件確認されたことから、複数職員での金額確認を徹底するなど、印紙税法に基づき適正な事務処理を行われたい。

(2) 津南工事事務所

ア 修繕の分割発注について

雲出伊倉津町地内の道路修繕3件及び雲出伊倉津町地内の水路修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいえないものと考え、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

8 芸濃総合支所

(1) 地域振興課

ア 行政財産使用料の調定について

行政財産の使用許可の一部について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

イ 錫杖湖水荘の経営状況及び勤務状況の改善について

錫杖湖水荘は、地域と都市との交流及び定住の促進、地域の活性化並びに住民の健康の増進及び福祉の向上を目的に設置された施設であり、これまでPR活動など利用促進に努めてきたが、レストラン利用客、宿泊者ともに減少傾向にある。芸濃総合支所地域振興課作成資料によると、同施設の人件費も含めた収支状況については、この10年間、毎年約1,500万円前後の赤字が続いている。また、同施設の定休日は火曜日の週休1日であり、勤務シフト上、担当職員は週休2日となっているものの、人手不足により、実質的には週休日のうち1日の休日出勤が常態化している。

設置目的と運営経費の費用対効果、全市的な市民負担の観点から、同施設の経営状況の改善への取組及び、担当職員、臨時職員の勤



務状況の改善について、関係部局と協議されたい。

## 9 美里総合支所

### (1) 地域振興課

#### ア 普通財産の貸付けについて

閉校となった長野、高宮、辰水の各小学校区に、地域活性化活動のための協議会組織が設立され、旧小学校施設を利活用して、平成29年度から各協議会が主催するイベントが開催されているが、いずれのイベントにおいても「津市財産に関する条例」及び「津市普通財産の貸付け及び売払いに関する事務取扱要綱」に基づく普通財産の貸付け、貸付料の徴収、電気、水道等の経費負担に関する手続きがなされていなかったことから、同条例及び同要綱に基づき適正な事務処理を行われたい。

#### イ 国庫補助金の調定について

国庫補助金の地方創生推進交付金について、平成30年4月1日を交付決定日とする交付決定通知書が受理されていたが、調定が行われていなかった。会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日、とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

## 10 香良洲総合支所

### (1) 地域振興課

#### ア 行政財産及び普通財産の貸付けについて

行政財産及び普通財産の貸付けの一部について、当該財産貸付収入に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

## 11 白山総合支所

### (1) 地域振興課

#### ア 土地の長期転貸借について

株式会社猪の倉が、猪の倉温泉用地として利用する土地の一部については、市町村合併以前の旧白山町時代から、市が個人の地権者から賃借し、賃借料を支払ったうえで、当該土地を同社に同額

で転貸してきている。本来は、民間企業である同社が各地権者と交渉し、土地の賃貸借契約を締結すべきであると考えることから、同社と各地権者が賃貸借契約できるよう関係者との協議、調整を進められたい。

イ 業務委託の分割発注について

白山体育館及び白山総合文化センターにおける施設周辺樹木、芝地等の維持管理業務委託4件について、津市契約規則第9条第6号に定める随意契約ができる50万円以内の場合に締結できる随意契約により分割して発注していたが、これらの業務委託の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、業務委託の契約方法を見直されたい。

12 下水道局

(1) 下水道総務課

ア 引用条文の誤りについて

津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の第4条中、下水道法第25条の3第1項とあるのは、正しくは同法第25条の11第1項であるので、所要の改正を行われたい。

(2) 下水道建設課

ア 産業廃棄物の処理について

工事に伴い発生するコンクリート塊・アスファルト塊については、再資源化施設へ搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認することになっている。しかし、同課においては、委託業者から処理の確約書を取っているものの、その確認が行われていなかった。今後は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理が行われているか確認されたい。

13 教育委員会事務局

(1) 教育総務課、学校教育課

ア 適正な契約事務の在り方について

一部の幼稚園において、園長が長期休暇の期間中、主任が1人で支出負担行為回議書24件を起案、代決し、消耗品等の購入、燃料費の支払いをしていた。消耗品等の発注、契約、検収という一連の

契約事務を1人で行うことは、契約事務に求められる競争性、客観性、公平性、透明性の確保の観点から、説明責任を十分に果たすことができず、津市契約規則第2条に定める公正適格な処理であるとは言いきれないことから、正規職員2名配置の幼稚園において、1名が長期不在となる場合における適正な契約事務の在り方について、関係部局と協議のうえ、各幼稚園に対し適切に指導されたい。

(2) 久居教育事務所

ア 不適正な契約行為について

平成29年度中に実施した立成小学校消防用設備修繕ほか4件の修繕については、修繕料の予算残額がないのを認識していたが、発注、契約し、同年度中に完了していたにもかかわらず平成30年度の修繕料から支払いを行っていた。うち1件の修繕については、請負業者が提出した修繕の完成写真の日付を平成30年度に実施したように書換えし、支払いを行っていた。また、栗葉小学校消泡ポンプ取替修繕については、平成29年度中に修繕が完了していたが、予算不足から、修繕代金の一部しか支払わず、残額を平成30年度の修繕料から支払いを行っていた。学校施設の維持管理上、緊急な修繕が必要な場合でも、当然、その執行に当たっては予算措置及び適切な事務処理が求められるものであるが、これら一連の行為は、予算があつてこそ契約行為ができるという地方自治法第232条の3に定める支出負担行為の規定、同法第208条に定める会計年度独立の原則に反しており、地方公務員法第32条に定める法令遵守義務を負う公務員として、断じて許されるものではない。今後、このような不適正な契約行為が二度と行われることがないように再発防止策を講じられたい。

(3) 安濃教育事務所

ア 修繕の分割発注について

安濃小学校給食室の修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

#### (4) 白山教育事務所

##### ア 修繕の分割発注について

大三小学校の体育館コートフロア修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結できる随意契約により分割して発注していた。また、家城小学校における3件のプール更衣室換気扇等修繕及び2件の給食室厨房網戸修繕について、随意契約による場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、同規則第10条第1項第1号に定める予定価格が5万円未満であるときにできる1人の者からの見積書の徴取とし、同一業者と随意契約していた。

各修繕における予定価格の総額は、前述したそれぞれの随意契約ができる予定価格の限度額を超えるものであり、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

#### 第7 監査意見

昨年12月、本年1月に相次いで報道された総務部調達契約課における落札候補者の決定取り消し、一志総合支所地域振興課における収納窓口での過収納、水道局水道総務課における工事請負契約の無効については、いずれも通常業務の基本的な確認ミスにより発生したものであり、市の事務処理に対する市民の信頼を損なわせたことは遺憾である。

また、今回の監査で指摘した教育委員会事務局久居教育事務所における不適正な契約行為については、法令遵守義務を負う公務員として、断じて許されるものではない。

地方自治法の改正に伴い、都道府県、政令市を除くその他の市町村においては、2020年4月より、内部統制に関する方針の策定、これに基づく必要な体制を整備する努力義務が課せられることとなっており、今後、より一層の事務の適正性の確保が求められることから、特に財務に関する事務においては、全ての職員が業務リスクを共有し、入札、契約、支払事務に係る法令等の知識向上に努めるとともに、法令遵守の徹底を図るなど、内部チェック機能が十分に働く体制を整備するよう望むものである。

加えて、平成27年2月24日付け、平成28年2月19日付け監査結果報告で時間外勤務・休日勤務の縮減に取り組まれるよう意見したところ

であるが、今回の監査においても、過労死ラインとされる1月100時間を超える時間外勤務等を行っている所属が複数見受けられた。平成30年12月6日付け人第1205号人事課長通知「時間外勤務命令に係る取扱について（通知）」のとおり、所属長は時間外勤務の必要性を見極める責任を負うという認識の下、更なる業務の効率化及び進捗管理の徹底に努めるとともに、所属職員に対しては、課等及び担当といった組織における構成員であることを十分認識し、業務に励むことはもとより、業務の執行方法等について創意工夫を行うことなどを促すことにより、所属職員が一丸となって時間外勤務の縮減をはじめとする働き方に対する意識改革に取り組むよう、重ねて意見するものである。